

電気供給約款別紙（北海道電力ネットワーク株式会社管内）

実施要綱 北海道のむシリカ電力 エネルギーお得シーズンプラスC

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

北海道

ただし、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます。

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金

=①基本料金+②電力量料金±③燃料費調整額+④再生可能エネルギー発電促進賦課金-⑤割引額

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（基本料金および電力量料金）(a)のとおりとします。

②電力量料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（基本料金および電力量料金）(b)のとおりとします。

③燃料費調整額=燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金=再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

⑤割引額=1 契約あたりのエアコン割引額

※ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（北海道のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること。
- (b)ヒートポンプを利用した電気式エア・コンディショナー（以下「エアコン」といいます。）を使用する需要であること。
- (c)契約容量が7キロボルトアンペア以上であり、かつ、10キロボルトアンペア以下であること。

2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

3) 契約容量

契約容量は、本約款別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）(3)に定める算定方法にもとづき算定された値とします。

4) 期間区分

期間区分は、次のとおりといたします。

(a) 冬期間

毎年11月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。

(b) その他期間

冬期間以外の期間をいいます。

5) 基本料金および電力量料金（税込）

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	409円46銭
-------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。なお、料金の算定期間に冬期間およびその他期間がともに含まれる場合は、本約款別表 7（日割計算の基本算式）により期間区分ごとに日割計算をいたします。

冬期間	1契約につき最初の200kWhまで	定額料金	7,126円02銭
	上記をこえる1kWhにつき	従量料金	44円99銭
その他期間	1契約につき最初の200kWhまで	定額料金	6,341円94銭
	上記をこえる1kWhにつき	従量料金	39円54銭

6) エアコン割引額

エアコン割引額は、1月につき次のとおりといたします。

なお、エアコン割引額は、基本料金、電力量料金および本約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進

賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を上回らないものいたします。

1契約	326円70銭
-----	---------

7) 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが供給契約を終了させる場合で、特別の事情があるときは、終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

8) その他

- (a) 契約期間満了に先だって、原則としてこの実施要綱以外の他の契約種別に供給契約を変更することはできません。
- (b) この実施要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの実施要綱を適用いたしません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。